

(写)

2020年 7月 30日

長野労働局長  
中原 正裕 殿

長野県長野市泉町532-3

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、  
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会  
委員長 相澤 健 弘



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具製造業		
E274 医療用機械器具・医療用品製造業		
E275 光学機械器具・レンズ製造業		
E281 電子デバイス製造業		
E282 電子部品製造業		
E283 記録メディア製造業		
E284 電子回路製造業		
E285 ユニット部品製造業		
E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
E292 産業用電気機械器具製造業		
E293 民生用電気機械器具製造業		
E294 電球・電気照明器具製造業		
E295 電池製造業		
E296 電子応用装置製造業		
E297 電気計測器製造業		
E299 その他の電気機械器具製造業		
E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		

E302 映像・音響機械器具製造業		
E303 電子計算機・同附属装置製造業		
E323 時計・同部分品製造業		
E3297 眼鏡製造業（枠を含む）		
計	1, 384	61, 572

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数58, 150名

## 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

## 3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額892円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

## 5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し(添付略)
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書(添付略)
- (4) 申請代表者に対する委任書(添付略)
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	18組合	11,768人
機関決定	43組合・事業所	13,642人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	61組合・事業所	25,410人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	労働者数
1	KOA労組	1,225人
2	しなの富士通労組	353人
3	小諸村田製作所労組	343人
4	アズミ村田製作所労組	336人
5	ルビコン労組	375人
6	日本電産サンキョー労組	479人
7	山洋電気労組	944人
8	山洋電気テクノサービス労組	570人
9	パナソニックグループ労連パナソニックオートモーティブシステムズ労組松本支部	465人
10	上田日本無線労組	322人
11	新光電気労組	3,011人
12	長野沖電気労組	88人
13	長野日本無線労組	538人
14	富士電機労組松本支部	1,392人
15	日通工エレクトロニクス労組	60人
16	富士電機パワーセミコンダクタ労組飯山支部	146人
17	富士電機パワーセミコンダクタ労組大町支部	226人
18	日本無線労働組合	895人
計	18組合	11,768人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合・従業員会の労働者数

No.	労働組合・従業員会名	労働者数
1	アイテクノ矢嶋労組	85人
2	サクラ精機労働組合	185人
3	東京精電労組	20人
4	TDK労組千曲川支部	84人
5	TDK労組浅間支部	305人
6	東京マイクロ労組	58人
7	シチズン労組ミヨタ支部	500人
8	カワイ精密金属労組	74人
9	JAMエクセルカイジョー労組	36人

10	シチズン労組飯田支部	264人
11	JAM島津デバイス製造労組	9人
12	JAM天竜丸澤労組	50人
13	スタンレー伊那製作所労組	83人
14	ミクナスFE労組	47人
15	大和電機工業労組	260人
16	東京光電諏訪工場労組	5人
17	ホステック労組	27人
18	テクロック労組	2人
19	ミスズ工業労組	102人
20	高島産業労組	168人
21	小松精機工作所労組	212人
22	上原製作所労組	25人
23	ライト光機製作所労組	113人
24	セリオテック労組	31人
25	SUWAオプトロニクス労組	65人
26	JAMSTG労組	410人
27	三社電機イースタン労働組合	85人
28	日星工業株式会社長野工場従業員会	51人
29	日星工業株式会社飯田工場従業員会	53人
30	長野計器労働組合	610人
31	ユアサ電器労組	65人
32	ダイヤ精機労組	122人
33	オリンパス労組長野支部	504人
34	入一通信工業労組	13人
35	セイコーエプソン労組	7,400人
36	ニチワ会	72人
37	シナノケンシ労組	646人
38	ミマキ電子部品労組	90人
39	全コシナ関連労組	146人
40	長野愛知電機労組	94人
41	ニチコン大野労働組合安曇野	215人
42	ニットー労組	106人
43	山洋電気テクノユニオン	150人
計	43組合・事業所	13,642人

(3) 改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所・企業名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和元年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率	時間あたり賃金(円)	比率
製造業	男	2,161	100.0%	1,930	89.3%	1,519	70.3%
	女	1,643	76.0%	1,459	67.5%	1,138	52.6%
電子部品・デバイス	男	2,301	100.0%	2,145	93.2%	1,463	63.6%
	男 ~19歳	1,239	53.9%	—	—	955	41.5%
	男 20~24歳	1,278	55.6%	—	—	1,086	47.2%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率  
—の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2020年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2020年7月20日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
電子部品	12	3,378円	1.32%	3,531円	1.36%
電気機器	21	4,167円	1.61%	4,748円	1.79%
全産業	189	3,811円	1.53%	4,388円	1.75%
300人未満	104	3,315円	1.44%	4,019円	1.71%
300人以上	59	4,190円	1.57%	4,533円	1.71%
1000人以上	26	4,935円	1.73%	5,759円	2.03%

(2) 連合長野調べ(2020年7月20日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	19年妥結実績
電機・精密	28	4,567円	5,158人	4,936円	4,394円
製造業計	82	4,630円	17,350人	5,076円	5,124円
内300人以上	30	5,103円	11,308人	5,387円	5,403円
内100人以上	28	4,794円	5,054人	4,637円	4,631円
内99人以下	24	3,848円	988人	3,775円	4,043円

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・  
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電  
子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、  
眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
  - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
  - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
  - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
  - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は2002年12月5日とします。

2009年 3月19日 一部改正